

「評価等情報」と「生命等保護情報」について

1 「評価等情報」

- (1) 個人の権利利益を保護する規定
- (2) 情報を開示すれば、本人がその評価等を知って動揺したり、本人の成長等に悪い影響を及ぼすおそれがある場合に保護するもの

想定例 治療困難な遺伝子疾患の原因遺伝子を保有している場合のカルテ
本人が動揺するような評価が記録されている生徒指導記録

2 「生命等保護情報」

- (1) 社会公共の安全を保護する規定
- (2) 情報を開示すれば、

(人の生命等に対して他者から危害等が加えられ、) 個人の生命、身体、健康、財産等が侵害されることのほか、 名誉が侵害されたり、脅迫を受ける等により精神的な苦痛をもたらすような場合に保護するもの(「個人情報保護制度の手引き」53頁)

あるいは、平穏、正常な市民生活等を維持することが困難となる場合に保護するもの(「個人情報保護制度の手引き」53頁)

想定例 営業停止処分事案での通報者情報 (人の生命、身体、財産等の保護)

- (1) 「私の営む飲食店に対する営業停止処分に至る経過がわかる記録」
- (2) 請求者が営む飲食店が食品衛生法に違反しているとして、市民から、市の保健所に通報があった。保健所の調査が行われ、当該飲食店は営業停止処分になった。その後、店を再開したが商売はうまく行かなくなり、廃業した。本人は、営業停止に至る経過を知るために開示請求を行った。
- (3) 通報者の情報が開示されれば、他者から危害等が加えられ、 通報者の生命、身体、健康、財産等が侵害されるおそれがあることのほか、 名誉が侵害されたり、脅迫を受ける等により精神的な苦痛をもたらすおそれがある。

神戸市現行条例(抜粋)

| | |
|---------|---|
| 評価等情報 | (2) 個人の評価，診断，判定，選考，指導，相談，試験等に関する個人情報であって，開示をすることが適切でない認められるもの |
| 生命等保護情報 | (6) 開示をすることにより，人の生命，身体，健康，財産等の保護，市民生活の安全の確保又は秩序の維持に支障が生じると認められる個人情報 |